

平成20年3月28日(金曜日)



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集登載事項)

○ 教育委員会規則

- *8 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
- *9 和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則

○ 告示

- 360 和歌山県土地利用基本計画の変更 (地域振興課)
- 361 保健所使用料の決定 (医務課)
- 362 貸金業の登録の取消し (商工観光労働総務課)
- 363 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による業務を行う者の指定 (雇用推進課)
- 364 半島振興法施行令の規定による新設工事を行う道路の路線名等 (道路建設課)
- 365 過疎地域自立促進特別措置法の規定による市町村道の改良工事の完了 (")
- 366 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)
- 367 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 368 " (")
- 369 建築基準法による指定確認検査機関の業務区域の増加の認可 (")
- 370 都市計画の変更 (")
- 371 " (")
- 372 " (")
- 373 " (")
- 374 " (")
- 375 " (")
- 376 " (")
- 377 " (")

○ 訓令

- *3 職員等の旅費に関する条例第2条第2項に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級を定める規程の一部を改正する訓令 (人事課)

- *4 和歌山県職員研修規程の一部を改正する訓令 (")

- *5 保健所歳入事務取扱規程の一部を改正する訓令 (医務課)

○ 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- " (")
- 環境影響評価方法書の縦覧 (")

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第8号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県教育委員会委員長 横畠直尚
教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和46年和歌山県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「附則第28項」を「附則第30項」に改める。

第4条中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

第4条の2第1項中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改める。

第7条の2の見出しを削る。

第16条中「同規則附則第28項」を「免許法施行規則附則第30項」に改める。

第24条中「前17条」を「前19条」に改める。

第35条第2項中「附則第29項」を「附則第31項」に改める。

第36条中「同法」を「免許法」に改める。

第40条第1項中「第10条第1項第1号及び第2号」を「第10条第1項各号」に改める。

第41条中「第11条第1項及び第2項」を「第11条第1項から第3項まで」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項、第7条の2、第16条、第24条、第35条第2項及び第36条の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第9号

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県教育委員会委員長 横畠直尚

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立中学校規則(平成16年和歌山県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第22条の2を削る。

別表第1和歌山県立桐蔭中学校の項の後に次のように加

和歌山県報 第1946号

平成 20 年 3 月 28 日（金曜日）

える。

和歌山県立日高高等学校附属
中学校 御坊市島45

別表第2和歌山県立桐蔭中学校の項の次に次のように加える。

和歌山県立日高高等学校附属 中学校	和歌山県立日高高等学校
----------------------	-------------

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

变更概要

整 理 番 号	変 更 地 域 名	関 係 市町村名	変更部分の面積 (ha)		変更を必要とする理由（要旨）
			拡 大	縮 小	
1	和歌山森林地域	和歌山市		8	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
2	海南森林地域	海南市		1	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
3	橋本森林地域	橋本市		37	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
4	御坊森林地域	御坊市		5	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
5-1	上富田森林地域	上富田町		4	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
5-2	上富田森林地域	上富田町	2		林地転換により現状が森林となっている。

和歌山県告示第361号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第11項の規定により保健所使用料を次のように定め、平成20年4月1日から実施する。

平成18年和歌山県告示第477号（保健所使用料の決定）

は、平成20年3月31日限り廃止する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

保健所使用料

	(18) γ -GTP (19) 中性脂肪 (20) 無機リン (21) 鉄 (22) 総コレステロール (23) HDLコレステロール (24) LDLコレステロール (25) GOT (26) GPT (27) たん白分画測定 (28) 1回に採取した血液を用いて血液検査の(5)～(26)に掲げる検査を8項目以上行った場合は、(5)～(26)に掲げる所定金額にかかわらず検査項目数に応じて次の金額とする。 ア 8項目以上9項目以下の場合 イ 10項目以上の場合 (29) HBs抗原 (30) HBs抗体価 (31) 血液採取	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 1件につき 1通につき	110円 110円 170円 110円 170円 170円 180円 170円 170円 180円 1,090円 1,290円 290円 320円 80円 1,040円 560円 1,500円
2 心電図	(1) 診断を行う場合 (2) 描写のみを実施する場合		
3 診断書			
4 エックス線診断	(1) 直接撮影診断 ア 半切 イ 大角 (2) 間接撮影診断 ア 100ミリ型	1枚につき 同	1,450円 1,410円
5 ツベルクリン反応検査			
6 B・C・G予防接種		1件につき	2,960円
7 微生物学的検査	(1) 顕微鏡検査 (2) 細菌培養同定検査 ア 消化管からの検体 (ア) 集団給食、食品関係及び水道関係施設の従事者又は20人以上の集団検査の場合 (イ) その他の場合 イ 口腔、気道又は呼吸器からの検体	1件につき 1菌種1件につき 同 同	200円 890円 1,040円 1,040円
8 ウィルス学的検査	(1) HIV抗体価測定 (2) HIV抗体価精密測定 (3) HCV抗体価測定 (4) HCV抗原検査 (5) HCV核酸同定検査	1件につき 同 同 同 同	1,200円 2,800円 1,200円 1,200円 3,600円
9 梅毒反応検査	(1) 梅毒脂質抗原使用検査 ア 定性 イ 定量 (2) TPHA試験 ア 定性 イ 定量	1件につき 同 同	150円 340円 320円 550円
10 生活習慣病検査等	(1) 子宮頸がん検診	1件につき	3,550円
11 尿・ふん便等検査	(1) 尿中一般物質定性・半定量検査 (2) 沈さ顕微鏡検査 (3) たん白定量 (4) 寄生虫検査 ア 直接塗沫法 イ セロファン法 (5) 潜血反応検査	1回につき 1件につき 同 同 同	200円 200円 70円 160円 160円 90円

和歌山県告示第362号

貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の6第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 商号又は名称 フレンドファイナンス

2 氏名 樺秀輝

3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市十番丁84番地 ル・シャトー十番丁903号

4 登録番号 和歌山県知事(N1)第01421号

5 登録年月日 平成18年7月23日

6 行政処分の年月日 平成20年3月20日

7 行政処分の内容 登録の取消し

和歌山県報 第1946号

平成20年3月28日(金曜日)

- 8 行政処分の理由 貸金業法第24条の6の6第1項第1号に該当するため

和歌山県告示第363号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第33条の規定に基づき、同法第34条に規定する業務を行う者を次のとおり指定した。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 社会福祉法人箇憲会
- 2 住所 和歌山県橋本市野5-1
- 3 事務所の名称 伊都障がい者就業・生活支援センター
- 4 事務所の住所 和歌山県橋本市野5-1 障がい者総合社会復帰施設 あるべじお内
- 5 指定地域 橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
- 6 指定年月日 平成20年3月17日

和歌山県告示第364号

半島振興法施行令(昭和61年政令第243号)第2条第2項の規定により、新設工事を行う道路の路線名等を次のとおり告示する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 路線名 町道大谷58号線
- 2 工事区間

起点 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷字東出前1-2
終点 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大藪字城谷659
- 3 工事の種類 市町村道代行道路新設工事
- 4 工事の開始日 平成20年4月1日

和歌山県告示第365号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定に基づき県が行う市町村道の改良工事が完了したので告示する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 路線名 町道紀州サン・リゾートライン線
- 2 工事区間

起点 和歌山県海草郡紀美野町大字井堰467-1
終点 和歌山県海草郡紀美野町大字津川字中通138-2
- 3 工事の種類 市町村道代行道路新設工事
- 4 工事の完了日 平成20年3月28日

和歌山県告示第366号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 谷口地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱1号と標柱7号を結ぶ線は市道大網代谷口線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	都市	大字	字	地番	備考
1号	田辺市	龍神村殿原	谷口	1025番	
2号	"	"	"	1322番3	
3号	"	"	"	1322番1	
4号	"	"	"	1323番1	
5号	"	"	"	1050番3	
6号	"	"	"	1048番	
7号	"	"	"	1046番1	

2 広瀬地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において標柱1号と標柱8号を結ぶ線は市道広瀬柄谷線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	都市	大字	字	地番	備考
1号	田辺市	龍神村柳瀬	広瀬	784番	
2号	"	"	沼多	1508番	
3号	"	"	"	1506番	
4号	"	"	"	1503番	
5号	"	"	"	1501番	
6号	"	"	"	1499番1	
7号	"	"	"	"	
8号	"	"	広瀬	867番1	

3 小家小森(1)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において標柱1号と標柱8号を結ぶ線は県道田辺龍神線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	都市	大字	字	地番	備考
1号	田辺市	龍神村小家	小森	551番4	

2号	"	"	アク畠	1007番1	
3号	"	"	"	1005番	
4号	"	"	"	1003番	
5号	"	"	"	999番	
6号	"	"	"	996番	
7号	"	"	"	999番	
8号	"	"	小森	615番1	

4 小家小森(2) 地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において標柱1号と標柱4号を結ぶ線は市道小森申本線との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	都市	大字	字	地番	備考
1号	田辺市	龍神村小家	小森	605番	
2号	"	"	"	512番3	
3号	"	"	"	571番1	
4号	"	"	"	586番	

和歌山県告示第367号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住 所 氏 名	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2986	岩出市清水字千代350番1の一部	紀の川市中井阪209番地の5タニガワ住宅株式会社 代表取締役 谷川義治	平成20.3.12	5.00	28.37

和歌山県告示第368号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住 所 氏 名	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2999	田辺市下万呂字浦代428番3	田辺市朝日ヶ丘17番14-101	平成20.3.19	5.10	30.74

の一部、431号 番3の一部、4 31番5の一部	株式会社山幸 代表取締役 榎本宇内			
--------------------------------	-------------------------	--	--	--

和歌山県告示第369号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の22第1項の規定により、指定確認検査機関の業務区域の増加を認可したので告示する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定確認検査機関の名称及び住所
財団法人和歌山県建築住宅防災センター
和歌山市ト半町38番地
- 2 増加しようとする業務区域
岩出市及び紀の川市
- 3 業務区域を増加しようとする年月日
平成20年5月1日

和歌山県告示第370号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
有田都市計画道路(3・6・13号国道42号有田海南道路)
- 2 都市計画を変更した土地の区域
追加した部分
和歌山県有田市野字北地
新堂字川原、字天神、字笠山谷、
字大峯
初島町里字星越
- 3 縦覧場所
和歌山県土整備部都市住宅局都市政策課
有田市企画室

和歌山県告示第371号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県報 第1946号

平成20年3月28日(金曜日)

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
有田都市計画道路(3・6・7号八王子港線)

- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県有田市新堂字川原、字天神、字三者

- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
有田市企画室

和歌山県告示第372号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
下津都市計画道路(3・6・1号国道42号有田海南道路)
- 2 都市計画を変更した土地の区域
追加した部分
和歌山県海南市下津町鰯川字越戸、字星越、字深山、
字下谷、字瀬戸山
下津町下津字袋谷
下津町小原字拝待、字美野山、字北原、
字中田
下津町上 字住田、字前原、字白巖、
字門脇、字管ノ谷
下津町丁 字萩原、字岩ノ谷、字牛頭、
字山ノ神
下津町黒田字ハシカ谷、字中尾、
字越前、字岩ヶ谷南原、
字三味尾
下津町下 字岩ノ谷、字山田垣内
下津町小南字西端、字上通り、
字中通り
下津町梅田字池之浦、字垣内、
字西内山、字東内山、
字奥、字百屋
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
海南市都市整備部都市整備課

和歌山県告示第373号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次の

とおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画道路(3・6・123号国道42号有田海南道路他1路線)
- 2 都市計画を変更した土地の区域
追加した部分

- 和歌山県海南市冷水字西ノ浦、字小峯、字榎谷、
字大谷、字十五、字口無、
字西焼尾、字東焼尾、字白紙

変更した部分

- 和歌山県海南市藤白字西ノ谷
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
海南市都市整備部都市整備課

和歌山県告示第374号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画道路(3・3・16号橋本バイパス線)
- 2 都市計画を変更した土地の区域
追加した部分

- 和歌山県橋本市小原田字上垣内

変更した部分

- 和歌山県橋本市小原田字中山、字北垣内

さつき台一丁目

御幸辻字若狭谷、字向臺、字知ノ窪、

字中森坪、字六段、字西垣内、

字中森坪蔵王前、

字北山ノ内堂山、字田中垣内、

字北山、字中尾垣内

橋谷 字不動平、字風呂谷、字上平、

字大谷

三石台二丁目

- 3 縦覧場所

- 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
橋本市建設部都市計画課

和歌山県報 第1946号

平成20年3月28日(金曜日)

和歌山県告示第375号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画道路(3・4・11号三石台垂井線)

2 都市計画を変更した土地の区域

削除した部分

和歌山県橋本市隅田町垂井

変更した部分

和歌山県橋本市隅田町垂井字死手谷

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

橋本市建設部都市計画課

和歌山県告示第376号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画道路(1・3・1号京奈和自動車道橋本道路)

2 都市計画を変更した土地の区域

追加した部分

和歌山県橋本市市脇 字西畠

神野々字下大芝

変更した部分

和歌山県橋本市隅田町真土 字大尾、字赤坂、
字垣内、字ダラ谷、
字姥谷、字中畠

隅田町垂井 字死手谷、字堂之本、

字榎木塚、字庵崎

隅田町中島 字高尾添、字塚穴、
字前原、字奥基、
字井出ノ上、字西山

隅田町上兵庫字桧ノ尾

隅田町下兵庫字山ノ谷、字東新開、
字西新開

隅田町河瀬 字奥白猪谷、字奥長平、

字大人之段

妻 字扇塚

原田 字高瀬、字ワクタ山、
字山ノ谷、字長平、
字西平中山

北馬場 字平山、字峯ヶ芝、
字上平、字寺垣内、
字弥判

小原田 字下川、字松守、字佃
東家 字東畑、字樋ノ下奥、
字中山

市脇 字奥山谷、字東善那、
字東山谷、字仁王谷

野 字池奥、字大谷
柏原 字新地、字水落、
字塚ノ本、字柳中、
字曾野、字西之芝、
字上穴伏谷、

字下穴伏谷、
字東光寺ノ段

神野々 字廣野山、
吉原 字上戸津井谷
字平岸、字東尾、
字下平、字中尾、
字平谷、字中山、
字赤尾山

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

橋本市建設部都市計画課

和歌山県告示第377号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

高野口都市計画道路(1・3・1号京奈和自動車道橋本道路)

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県橋本市高野口町応其 字庵寺峰、字中谷

高野口町伏原 字伏原アンジケ峰、
字引ノ谷口

高野口町名古曾字一里山、字住吉尾、

高野口町名倉	字三味尾、字金井之段 字原田谷下ノ切、 字北山四ノ切、 字北山三ノ切、字北山
高野口町大野	字上知山表原、 字東谷口、字地蔵尾、 字宮谷尾、字霧尾、 字西之谷口、字平山口

3 縦覧場所

和歌山県国土整備部都市住宅局都市政策課
橋本市建設部都市計画課

訓 令

和歌山県訓令第3号

府中一般
各地方機関

職員等の旅費に関する条例第2条第2項に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員等の旅費に関する条例第2条第2項に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級を定める規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費に関する条例第2条第2項に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者の行政職給料表に相当する職務の級を定める規程(昭和32年和歌山県訓令第556号)の一部を次のように改正する。

別表研究職給料表の項中「の29号給以上の号給にある者」を「にある者のうち主査研究員若しくは副主査研究員の職にあるもの」に、「の1号給から28号給までの号給にある者」を「にある者のうち研究員の職にあるもの」に改め、同表医療職給料表(2)の項中「若しくは4級の職務にある者又は3級の職務の9号給以上の号給」を「、4級又は3級の職務」に、「3級の職務の1号給から8号給までの号給にある者又は2級若しくは1級」を「2級以下」に改め、同表医療職給料表(3)の項中「若しくは4級の職務にある者又は3級の職務の13号給以上の号給にある者」を「、4級若しくは3級の職務にある者又は2級の職務にある者のうち副主査准看護師の職にあるもの」に、「3級の職務の1号給から12号給までの号給にある者又は2級若しくは」を「2級の職務にある者のうち副主査准看護師の職にある者を除くもの又は」に改め、同表育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表の項中「又は3級の職務にある者」を「若しくは3級の職務にある者又は2級の職務にある者のうち主査研究員若しくは副

主査研究員の職にあるもの」に、「2級以下」を「2級の職務にある者のうち研究員の職にあるもの又は1級」に改め、同表育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)の項中「又は3級の職務にある者」を「若しくは3級の職務にある者又は2級の職務にある者のうち副主査准看護師の職にあるもの」に、「2級以下」を「2級の職務にある者のうち副主査准看護師の職にある者を除くもの又は1級」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第4号

府中一般
各地方機関

和歌山県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県職員研修規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員研修規程(昭和59年和歌山県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第25条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、課長は、研修生が次の各号のいずれかの要件に該当するときは、当該研修生を修了者として認めることができる。

- (1) 第22条に規定する研修の効果測定の結果が課長が別に定める基準に達していないとき。
- (2) 研修課題等の提出を怠ったとき。
- (3) その他修了者とすることが適当ないと認められるとき。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第5号

保健所

保健所歳入事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

保健所歳入事務取扱規程の一部を改正する訓令

保健所歳入事務取扱規程(昭和51年和歌山県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中(その1)を次のように改める。

平成20年3月28日(金曜日)

別記第3号様式(第3条関係)

(その1)

使用料通知票									
受付	年月日	生年月日	M・T・S・H	年月日	年齢歳	男・女			
住所			所屬			電話			
氏名			依頼者 (納入者)						
記号	項目			件数	単価	金額			
						現金	保険	計	
1	1	01	赤血球沈降速度測定						
		02	末梢血液一般検査						
		03	末梢血液像						
		04	ヘモグロビンA _{1c}						
		05	総ビリルビン						
		06	総たん白						
		07	クンケル反応						
		08	チモール混濁反応						
		09	アルブミン						
		10	クレアチニン						
		11	尿素窒素						
		12	尿酸						
		13	グルコース						
		14	LDH						
		15	ALP						
		16	コリンエステラーゼ						
		17	アミラーゼ						
		18	γ-GTP						
		19	中性脂肪						
		20	無機リン						
		21	鉄						
		22	総コレステロール						
		23	HDLコレステロール						
		24	LDLコレステロール						
		25	GOT						
		26	GPT						
		27	たん白分画						
		28	5~26の内8項目以上9項目以下の場合						
				5~26の内10項目以上の場合					
		29	HBs抗原						
		30	HBs抗体価						
31	血液採取								
2	01	心電図検査(診断行う場合)							

		02	心電図検査(描写のみの場合)				
	3	01	診断書				
2	1	01	半切				
		02	大角				
		03	100ミリ型				
2	01	ツベルクリン反応検査					
	02	B・C・G予防接種					
3	01	顎微鏡検査					
	02	腸内細菌集団等					
	03	腸内細菌その他					
	04	口腔、気道又は呼吸器					
4	01	HIV抗体価測定					
	02	HIV抗体価精密測定					
	03	HCV抗体価測定					
	04	HCV核酸同定検査					
	05	梅毒脂質抗原使用検査(定性)					
	06	梅毒脂質抗原使用検査(定量)					
	07	TPHA試験定性					
	08	TPHA試験定量					
5	01	子宮頸がん検診					
6	01	尿中一般物質定性・半定量検査					
	02	沈さ顎微鏡検査					
	03	たん白定量					
7	01	寄生虫検査・直接塗沫法					
	02	寄生虫検査・セロファン法					
	03	潜血反応検査					
国健 保本 保本	人 人	国健 保家 保家	族 族 族	その他の			
発行者印		検印		領収額			円

平成20年3月28日(金曜日)

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

海南市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定に
おいて準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり
公衆の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

海南都市計画用途地域の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

岩出市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定に
おいて準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり
公衆の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

岩出都市計画公園（3・3・1号さきのせ公園）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

環境影響評価方法書の縦覧の公告

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第5条の規定により
環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、
同法第7条の規定により公告し、公衆の縦覧に供する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画決定権者の名称 和歌山県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 一般国道42号湯浅御坊道路拡幅

(2) 種類 一般国道の改築

(3) 規模 延長約19km 4車線

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

(1) 区間 御坊市野口地先～有田川町天満地先

(2) 通過する行政区域 御坊市、日高川町、広川町、湯浅町、有田川町

4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

3に同じ。

5 方法書の縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

御坊市都市建設課

湯浅町産業建設課

広川町産業建設課

有田川町建設課

日高川町総務政策課

(2) 縦覧期間及び縦覧時間

平成20年4月15日（火）から平成20年5月14日（水）

までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間

6 意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地から書面により意見書を提出することができる。

7 意見書の提出期間

平成20年4月15日（火）から平成20年5月28日（水）までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間

8 意見書の提出先及び問い合わせ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

和歌山県庁南別館10階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3228（直通）

ファクシミリ番号 073-441-3232